

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 災害廃棄物の処理

今月号も、協会への相談事例を紹介します。

台風 19 号により県内 25 市町のうち 16 市町で災害廃棄物が発生し、県全体で 10 万 t に達する見込みです。今回様々な相談が寄せられましたので、紹介します。

《協会からの助言！》

○大手スーパーから

店舗内が床上浸水し、敷地に泥がたまっているがどうしたらよいか。災害廃棄物として処理してもらえるのか。

⇒市町が災害廃棄物として処分するのは、原則一般家庭から発生したものである。小さな小売店や事務所の場合は市町に相談してみても良いですが、大手スーパーの場合は、対象にはなりません。汚泥（無機）を処理できる協会員を紹介しました。

○サービス業から

敷地内が冠水し、周辺の田から稲わらが大量に流れ込んできた。市に相談したら貴協会を紹介されたが、処理先を紹介して欲しい。

⇒稲わらがどんな状態で処分方法が変わります。まずは、産業廃棄物なのか、一般廃棄物なのか整理します。稲わらが水にぬれて泥状を呈していれば、産業廃棄物の汚泥として処理できます。稲わらがそのままの状態であれば、品目としては動植物性残さになります。動植物性残さの場合、産業廃棄物に該当するのは食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業の業種に限られますので、サービス業から発生した今回の場合は一般廃棄物になります。災害廃棄物として処理するのか事業系一般廃棄物として処理するかは、市の判断になりますが、いずれにしても、一般廃棄物に該当するのでもう一度、市に相談してください。

○鉄道業から

軌道式に土砂がたまっている。どこかで処理ができないか。

⇒土砂だけであれば、空いている敷地に撤去することも可能である。敷地がなければ土砂として処分できます。泥状を呈した土砂であれば、産業廃棄物の汚泥として処理できます。この場合、たい肥化施設ではなく汚泥から埋め土材や再生骨材を製造する会員を紹介しました。また、土砂と廃プラスチックなどの様々な廃棄物が混じっている場合は、選別できる会員を紹介しました。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。